プロジェクト	SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」 ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正－IFRS S2 号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正
項目	第 58 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

Ⅰ. 本資料の目的

1. 本資料は、第 58 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 10 月 23 日開催）における、審議事項(4)の ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」（以下「ISSB の公開草案」という。）に対応するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）の改正について、聞かれた意見をまとめたものである。

Ⅱ. 聞かれた意見

審議事項(4)-1 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の議論の状況に対する意見

（「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に関する救済措置に対する意見）

2. 何をデリバティブとして扱ったかを説明することが企業に求められている点について、企業の対応としては、財務諸表におけるデリバティブの記載を参照することなどが考えられるが、どのような開示が想定されているのかを確認したい。

3. 除外したデリバティブについて、一般に公正妥当と認められた会計原則又は実務に従って説明することが示されている。この記載が例示の 1 つであることは理解できるものの、「実務に従って」という表現は、「一般に公正妥当と認められた会計原則に従って」とする場合に比べて、範囲がより広く捉えられる可能性があるようにも考えられる。

4. 除外した金融活動の開示に関して、ISSB の公開草案に対する当委員会のコメント・レターは、除外したものではなく含めたものを開示すべきとの意見を主張しており、これは実務的感覚と一致する。この点、ISSB の暫定決定では、「カテゴリー15」の定義、及び「カテゴリー15」とファイナンスド・エミッションとの隙間にある除外された金融活動に何が該当するかが不明確であるため、実務における対応が困難となることが懸念される。

   除外した金融活動に重要性がない場合は、そもそも開示しなくてもよいという判断があり得るが、重要性がある場合には「数値は不明であるが除外した」という旨の開示しかできないのではないかと懸念しており、この点について ISSB でどのような議論があった

のかを確認したい。また SSBJ 基準の改正にあたっては、こうした実務上の混乱を避けるために、SSBJ ハンドブック等で対応することが考えられるのではないか。

（ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における世界産業分類基準（GICS）の使用に対する意見）

5. 単一の産業分類システムを選択し用いることが企業に要求されることについて、法域によっては、例えば、独自の産業分類システムを開発している場合や特定の産業分類システムの使用を要求している場合もあり得る。法域によって産業分類システムが異なる場合は、当該要求事項をどのように扱うことになるのかを確認したい。

6. ISSB の公開草案に対する当委員会のコメント・レターにおける意見が ISSB の再審議の過程で反映される結果となっている。他の基準設定主体との連名のコメント・レターも効果があったと推測される。

   GICS の使用を優先する産業分類システムのヒエラルキーを設けないことが示されていることから、企業にとっては、具体的にどの産業分類システムを選択するのかが課題になると考えている。産業分類システムの選択にあたって、どの程度公的なものでなければならないのか、例えば、実務において気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）の 17 セクターを基に企業独自の分類を加えた産業分類システムを使用している場合は認められるのかについて示唆があれば伺いたい。

（発効日及び経過措置に対する意見）

7. 比較情報の取扱いに関して、「実務上不可能でない限り」更新することが企業に求められる点について、法律上の観点からは、企業が比較情報の更新を行わない場合、その理由として「実務上可能ではない」ことを証明しなければならず、結果として比較情報の開示が企業に過度な負担となることが懸念される。こうした負担が、企業に当年度のファイナンスド・エミッションを開示しないことを選択するという開示へのディスインセンティブを生じさせる可能性がある点を懸念している。

審議事項(4)-2 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案に対する意見

8. ISSB 基準の改訂スケジュールとの関係から、当委員会としては、当該改訂の公表前に SSBJ 基準の改正に係る公開草案（以下「SSBJ 基準の改正案」という。）を先行して公表せざるを得ないと理解している。SSBJ 基準の改正案においては、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）に加えて、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）及びサステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」についても

改正案を検討する方針であるのは、IFRS S1 号においても改訂が想定されているためであるという理解でよいか確認したい。

9. ISSB 基準の改訂が 2025 年中に公表予定であることを前提に当委員会の対応スケジュールが示されているが、ISSB 基準の改訂が ISSB によって公表される時期によっては、当委員会が SSBJ 基準の改正案を公表した後に、さらに修正が必要になる可能性があると理解している。当委員会事務局におけるスケジュール感があれば教えてほしい。

なお、SSBJ 基準の改正案の内容は論点が絞られており、かつ、ISSB の公開草案に対するコメントを含む当委員会の審議は公開されていることから、改正案のコメント期間を通常よりも短い 40 日程度とする点については異存ない。

10. 金融商品取引法における SSBJ 基準の位置付けが金融庁において検討されている中で SSBJ 基準の改正を進めることとなるため、金融庁による告示指定との対応関係について整理する必要があるのではないか。この対応関係は、SSBJ 基準の改正スケジュールにも影響を与える可能性があると考えられる。

11. 株式時価総額 3 兆円以上の 3 月決算企業において、改正後の気候基準を 2026 年 3 月期から早期適用することが可能である旨が示されている。当該企業が 2026 年 3 月期において SSBJ 基準を早期適用する場合、改正後の気候基準に従わない限り準拠表明ができないこととなるのかについて確認したい。

審議事項(4)-3 「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示

12. デリバティブに関連する温室効果ガス排出については、測定及び開示に関する国際的な統一見解が現時点では存在しないと考えられるため、ISSB の公開草案と同様に、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から除外することができるとすることが、実務的な負担を軽減するうえで重要である。

13. ファイナンスド・エミッションとそれ以外の温室効果ガス排出（ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出を含む。）とでは、その内容や性質が異なると考えられるため、ファイナンスド・エミッションの小計を開示することを企業に求めることは適当であると考える。さらに、「カテゴリー15」に含めないファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出が複数ある場合には、排出種別ごとに小計の開示を求めることも考えられる。

14. ファイナンスド・エミッションの小計の開示は、利用者にとって有用な情報であると考えられる。ただし、ファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出が複数ある場合については、このようなケースが稀であること、また現時点でこれらの測定方法が確

立されていないことが考えられることから、それぞれの小計の開示を要求するのではなく、適用基準第 28 項における「集約及び分解」の考え方に基づき開示することが考えられる。この点を気候基準の改正案における「結論の背景」で明確化することも考えられる。

15. ISSB の暫定決定の内容を SSBJ 基準の改正案に取り入れるという方向性に、基本的に異存はない。ISSB の暫定決定では、IFRS S2 号の改訂の「結論の根拠」において、救済措置の意図を明確化することが示されているが、具体的にどのような内容が明確化されるのか、また、この内容が気候基準の改正の「結論の背景」においても記載される可能性があるのかを確認したい。

16. ISSB の公開草案で用いられている「relief」という用語が「救済措置」と訳されていることにより、当該措置が一時的なものであると解釈される可能性があると考えられる。このため、将来的に「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関する測定方法の進展をモニタリングし、その結果に基づいて当該措置の必要性を再検討する可能性があるという ISSB における議論の方向性について、気候基準の改正の「結論の背景」において明確に示す必要があるのではないか。

審議事項(4)-4 ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用

17. 企業間の情報の比較可能性を担保するという観点からは、企業が既存の産業分類システムの中から、最も有用な情報を提供できるものを選択することが前提となると理解している。そのうえで、選択した既存の産業分類システムの在り方が希薄化していないことが分かる範囲で、さらに詳細に分類することが、より有用な情報につながる場合もあると考えられる。このため、企業がこのような分解を行うことができる余地を残すことも１つの方法であると考えられる。

18. ISSB の公開草案に対する当委員会のコメント・レターで示されたように、具体的な産業分類システムのイメージを例示で示すことにより、改正内容に関する作成者の理解を促進し、ある程度の比較可能性を担保できると考えている。この点から、当委員会で例示などを示すことが考えられるのかを教えてほしい。

19. 産業分類システムの例示を示した場合、企業がこれを参照して開示する傾向が生じることが懸念されるため、企業の目線合わせになるという有用性と、企業の行動を制限することとのバランスを取ることが考えられる。企業によっては、経営判断の中で産業分類を検討しており、このような判断を開示に反映することが重要であると考えている。この結果、情報の比較可能性が困難となる可能性があるが、基準において定められていな

い部分は企業の適切な判断で開示できるものと認識している。したがって、産業分類システムの例示は、当委員会で詳細に示さない方がよいと考える。

審議事項(4)-5 適用時期等

20. 比較情報について実務上不可能でない限り更新を求めるという定めが、企業による「スコープ 3」温室効果ガス排出の開示に対するディスインセンティブを招くのではないかという懸念があるものの、SSBJ 基準において、このような懸念にどのような対処をすべきかについては、国際的な基準との差異を設けるだけの合理的な理由があるかどうかという観点から判断されるべきであると考えられる。

　また、比較情報の更新については、企業の適用パターンに分けて整理して検討いただきたい。例えば、企業が SSBJ 基準の任意適用から強制適用に移行する場合、適用初年度に比較情報を開示しないことができる容認規定を適用する場合と適用しない場合があることなどが検討対象として考えられる。

21. SSBJ 基準の改正による実務への影響は現在検討中であるが、この改正によって新たに追加的な開示が求められるというよりは、従前の開示で対応できることが多いと認識している。このため、比較情報の更新が求められる場合であっても、新たに取り組むべき重要な事項は特段ないと考えており、事務局が示す提案内容で対応できると考えている。

22. SSBJ 基準の改正による実務への影響は現在検討中であるが、現時点では特定の産業分類システムに基づきファイナンスド・エミッションを産業別に分解しているわけではないため、比較情報の更新について、事務局が示す提案内容で実務上、特に問題が生じることはないと考えている。

23. 将来的には、特定の産業分類システムに収斂していく可能性がある中で、時価総額 1 兆円以上の企業は、先行して開示を行う時価総額 3 兆円以上の企業の開示を参考にしながら、自社に適した産業分類システムの選択を検討していくことになると考えられる。

　企業に比較情報の更新が求められる場合、比較情報を含めた 2 期分のファイナンスド・エミッションに関する開示を、選択した産業分類システムに基づき計算することになると考えられ、そうであれば実務上の負荷はあると考えている。

以　上